

研究活動における不正行為の防止マニュアル

岩手保健医療大学

1. 本マニュアル作成の目的

「ガイドライン」において要請されている事項を踏まえ、研究活動における不正行為の防止対策として講ずるべき必要な事項（コンプライアンスの徹底、管理責任・管理運営体制、不正行為が発生した場合の対応、監査体制等）を体系的に整理し、本学における研究費等に関与するすべての教職員に周知することにより、不正行為を未然に防止することを目的とします。

※ このマニュアル上、それぞれ以下のような略語を使用しています。

ア) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン⇒ガイドライン

イ) 岩手保健医療大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する取扱規程⇒不正行為の防止及び対応に関する規程

ウ) 学校法人二戸学園教職員行動規範⇒教職員行動規範

エ) 公的研究費の不正使用の防止に関する基本方針⇒不正使用防止に関する基本方針

オ) 岩手保健医療大学研究倫理審査委員会規程⇒研究倫理審査委員会規程

ガイドライン（抜粋）

本ガイドラインは、研究活動の不正行為に対する基本的考え方を明らかにした上で、研究活動における不正行為を抑止する研究者、科学コミュニティ及び研究機関の取組を促しつつ、文部科学省、配分機関及び研究機関が研究者による不正行為に適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものである。平成19年2月に、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示すことを目的として策定されたものである。

第1節 研究活動の不正行為に関する基本的考え方

1 研究活動

研究活動とは、先人達が行った研究の諸業績を踏まえた上で、観察や実験等によって知り得た事実やデータを素材としつつ、自分自身の省察・発想・アイデア等に基づく新たな知見を創造し、知の体系を構築していく行為である。（略）

2 研究成果の発表

研究成果の発表とは、研究活動によって得られた成果を、客観的で検証可能なデータ・資料を提示しつつ、科学コミュニティに向かって公開し、その内容について吟味・批判を受けることである。（略）研究成果の発表は、吟味・批判によって成り立つチェックシステムへの参入の意味を持つものであり、多くが論文発表という形で行われ、また、論文の書き方（データ・資料の開示、論理の展開、結論の提示等の仕方）に一定の作法が要求されるのはその表れである。

3 研究活動における不正行為

研究活動における不正行為（得られたデータや結果の捏造、改ざん、他者の研究成果等の盗用、二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなど）とは、研究者倫理に背馳し、その本質ないし未来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為にほかならない。（略）

4 不正行為に対する基本姿勢

不正行為は、研究者の科学者としての存在意義を自ら否定するものであり、自己破壊につながるものでもあることから、個々の研究者はもとより、科学コミュニティや研究機関、配分機関は理解して、不正行為に対して厳しい姿勢で臨まなければならない。（略）

5 研究者、科学コミュニティ等の自律・自己規律

研究者の自己規律を前提としつつ、科学コミュニティは全体として、各研究者から公表された研究成果を厳正に吟味・評価することを通じて、人類共通の知的財産の蓄積過程に対して品質管理を徹底していくという、極めて重い責務を遂行しなければならない。（略）

6 研究機関の管理責任

研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることにより、不正行為が起りにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る必要がある。特に研究機関において、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化や不正行為を事前に防止する取組を推進すべきである。(略)

第2節 不正行為の事前防止のための取組

1 不正行為を抑止する環境整備

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上することがまず重要である。(略)

研究機関においては、「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、所属する研究者、研究支援人材など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施することにより、研究者等の研究者倫理に関する知識を定着、更新させることが求められる。(略)

また、研究機関において、研究者に対して一定期間研究データを保存し、必要な場合に開示することを義務付ける旨の規程を設け、その適切かつ実効的な運用を行うことが必要である。

本学における特定不正行為の定義（不正行為の防止及び対応に関する規程第2条、第3条）

（目的）

第2条 この規程は、本学において研究活動における不正行為が生じた場合の措置等を定めることにより、研究に関わるすべての者の研究活動の不正行為を防止することを目的とする。

（定義）

第3条 第1項及び第2項（略）

3 本規程において特定不正行為とは、故意又は研究者としての基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、次に掲げる行為をいう。

一 投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等に関するもの

ア. 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

イ. 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ. 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

エ. 不適切なオーサiership 研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと、又は当人の承諾なしに著者に加えること。

二 一以外に関するもの

ア. 研究費の不正使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他本学の関係規則等に違反して研究費を使用すること。

イ. 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

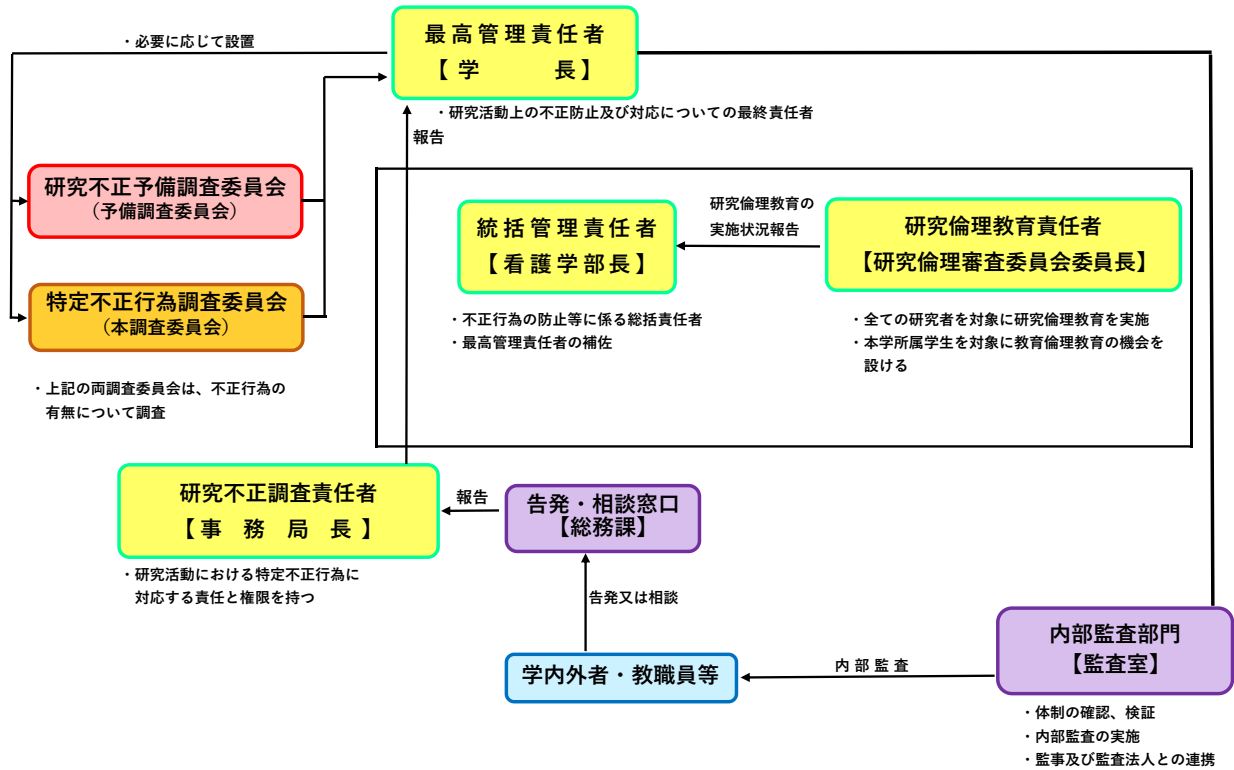
三 上記、一及び二に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害を行うこと。

2. 研究活動における不正行為の防止等に関する体制

(1) 不正行為防止等のための運営・管理体制の整備と公表

教職員の研究活動上の不正行為を防止するとともに、不正行為等が行われ、又はその恐れがある場合に厳正かつ適切に対応するため、下図のとおり、「岩手保健医療大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する体制」を定め、ホームページに掲載し、公表します。

岩手保健医療大学の研究活動における不正行為の防止等に関する体制



【コアとなる管理責任者職名及び職務内容】

責任者	職名	職務内容
最高管理責任者	学長	・ 本学全体を統括し、研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する最終責任を負う。
統括管理責任者	看護学部長	・ 最高管理責任者を補佐し、教育活動上の不正行為の防止等に関して、本学全体を統括する実質的な責任を負い、権限を有する。
研究倫理教育責任者	研究倫理審査委員会委員長	・ 所属するすべての研究者を対象に定期的な研究倫理教育を実施するとともに、その実施状況を統括管理責任者に報告する。 ・ 学部の教育研究上の目的及び特性に応じて、本学所属学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設ける。
研究不正調査責任者	事務局長	・ 本学の研究活動における特定不正行為に対応する責任と権限を持つ。

【本学内外からの相談・告発窓口】

窓口	部局	職務内容
告発・相談窓口	事務局 総務課	・ 研究活動における不正行為に関するルール等について、本学内外からの問い合わせに対応する。

【学内の委員会】

委員会名	業務内容	構成員
研究不正予備調査委員会 (予備調査委員会)	・ 告発された特定不正行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された事案に係る研究活動の告発までの期間が、研究データ等の研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間又は本学が定める保存期間内であること等の告発内容の合理性、調査可能性等について、予備調査を行う。	・ 研究不正調査責任者 ・ 最高管理責任者が指名する者
特定不正行為調査委員会 (調査委員会)	・ 告発された事案に係る研究活動に関する論文、実験・観察ノート、研究データ等の各種資料の精査、関係者からの事情聴取、本調査委員会の要請又は被告発者の申し出による再実験の実施等により調査する。	・ 研究不正調査責任者 ・ 最高管理責任者が指名する者(若干名) ・ 外部有識者(2名以上)

(2) 管理責任体制の整備

不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を確実に実施することがもてられています。

ガイドライン (抜粋)

<p>第2節 不正行為の事前防止のための取組</p> <p>1 不正行為を抑止する環境整備</p> <p>(1) 研究倫理教育の実施による研究者倫理の向上</p> <p>不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育を確実に実施することなどにより、研究者倫理を向上することがまず重要である。(略)</p> <p><研究機関が実施する事項></p> <p>○ 「研究倫理教育責任者」の設置などの必要な体制整備を図り、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施すること</p> <p><大学が実施する事項></p> <p>○ 学生の研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため、各大学の教育研究上の目的及び専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進すること</p> <p><配分機関が実施する事項></p> <p>○ 所管する競争的資金等の配分により行われる研究活動に参画する全ての研究者に研究倫理教育に関するプログラムを履修させ、研究倫理教育責任者の知識・能力の向上のための支援その他の研究倫理教育の普及・定着や高度化に関する取組を実施すること</p>
--

不正行為の防止及び対応に関する規程（抜粋）

第7条の2 第4項 研究倫理教育責任者は、学部及び研究科の教育上研究上の目的や特性に応じて、本学所属学生に対して研究者倫理に関する知識及び技術が身に付くよう教育課程の内外を問わず研究倫理教育の適切な機会を設けるものとする。

研究倫理審査委員会規程（抜粋）

第20条 研究者は、人を対象とする研究の実施に先立ち、研究に関する倫理その他研究の実施に必要な知識についての講習その他必要な教育を受けなければならない。
2 学長は、研究者が研究の倫理に関する講習その他必要な教育を受けることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

3. 研究活動における行動規範

最高管理責任者は、研究活動における行動規範を定めるとともに、統括管理責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めることとしています。また、ホームページ等で公表し学内外に周知することとしています。

不正行為の防止及び対応に関する規程（抜粋）

第6条 第2項 最高管理責任者は、研究活動における行動規範を定めるとともに、次条に定める統括管理責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

岩手保健医療大学の研究活動における行動規範

令和 年 月 日
学長（最高管理責任者） 裁定

岩手保健医療大学（以下「本学」という。）は、学術研究の信頼性及び公正性を確保することを目的として、本学において研究活動を行う教職員、大学院生及び学部学生（以下「研究者」という。）に加え、研究者を支援・監督するすべての者は、公正かつ適正な研究を推進するため遵守すべき行動規範を定める。

I. 研究者の責務等

（研究者の責任）

- 1 研究者は、研究活動が真理を探究して新たな知見を獲得し、社会からの信頼と負託に応える重要な責務を有していることを自覚し、研究の実施に当たっては、自らの研究が人間、社会、環境に及ぼす影響や起こり得る変化を広い視野からできる限り察知し、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（人間の尊厳の尊重）

- 2 研究者は、生命への畏敬の念を持ち、人間の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。研究に当たっては、研究への協力者に対し、十分なインフォームド・コンセント及び個人情報保護の保護に努めるなど、協力者の人格や人権を尊重した行動をとらなければならない。

（研究倫理の修得）

- 3 研究者は、科学研究に伴う倫理的責任を果たすために、研究倫理の習得に努めなければならない。とりわけ、人間を対象とする医学研究を行う者は、研究協力者への倫理的配慮を行うことが義務であることから、法令、ガイドライン及び学内の関係規程を熟知し、研究倫理審査委員会への審査申請等の公正な手続きを経て研究を遂行しなければならない。

(説明責任)

- 4 研究者は、社会に対し、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、客観性や実証性をもって示す最善の努力をするとともに、研究者コミュニティに対し、研究活動の透明性を担保することに高い倫理観をもって努める責任を有する。

(資料・情報・データ等の管理)

- 5 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究環境の質的向上に積極的に取り組む。

また、研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、研究成果の客観性を担保することはもちろん、研究のために収集または生成した資料、情報、データ等の紛失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じるとともに、これを適切な期間、保存するものとする。

(公正性)

- 6 研究者は、次に掲げる不正行為を絶対行ってはならない。

(1) 捏造：存在しないデータ、研究成果等を作成すること。

(2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

(4) 不適切なオーサiership：研究成果の発表物（論文）の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと、または当人の承諾なしに著者に加えること。

(5) 二重投稿：他の学術雑誌等に既発表、または投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。

(6) その他：上記各項目に掲げる行為の証拠隠滅または立証妨害を行うこと。

(遵守事項)

- 7 研究者は、研究の実施、研究費の使用等に当たっては、次に掲げる各事項を遵守しなければならない。

(1) 不正行為をしてはならないこと。

(2) 不正行為に加担してはならないこと。

(3) 第三者に対して不正行為をさせてはならないこと。

(4) 不正行為が行われようとしていることを知った際に、それを防止するよう努めること。

(5) 研究費の使用に当たっては、法令、資金配分機関が定める規則及び学内の関係規程を遵守し、これを適正に使用すること。

(6) 取引業者の不正使用に加担、協力、不正使用の誘引をしないこと。

(7) 研究費を原資として購入した資産については、本学の規程に基づき適正に管理すること。

(研究成果発表の規準)

- 8 研究者は、研究成果発表における不正行為が、新たな知見を創造していく営みである科学の本質に反し、正常な科学コミュニティとしての信頼を妨げる行為であることに鑑み、他の研究者の成果を自己の成果として発表してはならない。

また、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他の研究者の知的財産を侵害してはならない。

(法令遵守)

- 9 研究者は、研究の実施等に当たっては、法令、ガイドライン及び学内の関係規程を遵守する。

(差別の排除)

- 10 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(個人情報の保護)

11 研究者は、プライバシーの尊重と個人情報保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等のうち個人を特定できるものは、これを匿名化した上で研究するなど保護を徹底するとともに、学外に個人情報を持ち出さない。また、本人の了解なく、これを他に漏らさない。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意喚起し、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(研究上の不正行為等への対応)

13 捏造、改ざん及び盗用などの不正行為の疑義への基本的対応は以下のとおりとする。

- (1) 不正行為などの疑義の申立てや相談を受け付ける窓口を設ける。
- (2) 受付内容を公正に精査する。
- (3) 将来にわたり申立人に不利益が及ばないように、十分に配慮する。
- (4) 不正行為などの疑義が生じた場合は、定められた枠組みに沿って迅速に事実の究明に努め、必要な対応を公正に行った上、その結果を公表する。
- (5) データの捏造、改ざん、盗用については厳正に対処する。
- (6) 研究の実施等に当たっては、研究倫理教育のための必要な措置を講じ、法令、ガイドライン及び学内の関係規程を遵守するよう周知徹底する。

II. 研究指導者の責務等

研究の指導的立場にある者は、次のことを遵守しなければならない。

- 1 研究者一人ひとりが、その自発性と独創性に基づいて自由な研究活動が遂行できるよう、ハラスメント防止対策等を含め、公正な研究環境の整備に努めなければならない。
- 2 研究者が研究活動を行う上で個人情報を収集する場合は、その内容と必要性について事前に説明を受けて、研究倫理審査委員会の指針やガイドライン等に沿って適正に指導する。
- 3 取得した個人情報によりコンピュータ上で研究データを作成する場合、外部からのアクセスにより個人情報が漏洩しないよう、符号表の取扱いその他を日常的に指導・監督する。
- 4 実験・観察ノート等の作成、使用データや関連データの保管の徹底は、これを適切に管理することを研究者に周知指導する。また、電子媒体でデータを保管する場合には、実験条件や実験日等に注意を払い、研究記録にもその所在を明記するなど、研究の客観性を確保するよう指導する。
- 5 研究者の論文に誤りがあることに気付いた場合には、速やかに論文の取下げ措置等、誠実に対応するよう指導する。
- 6 研究発表に際し、他の研究者の発表結果や未発表データを引用する場合は、適切なプロセスを経て十分に注意を払うよう指導する。
- 7 研究の指導的立場にある者は、自ら率先して本規範を遵守し、研究者や学生の指導に当たるよう、深く認識して行動しなければならない。

III. 大学の責務

- 1 本学は、この行動規範の運用を実効あるものとするとともに、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、倫理教育を計画し、実施する。
- 2 本学は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じる。
- 3 本学は、研究に関して不当または不公平な扱いを受けた者からの相談、苦情等に適切に対応する。
- 4 本学は、本学の研究活動における倫理上及び安全管理上整備すべき環境に関する事項について、必要な措置を講じる。

5 本学は、研究者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な枠組み等の整備及び改善を継続して実施する。

iv その他

この行動規範の改廃は、教授会に諮って学長が決定する。